

令和 8 年 度 事 業 計 画

1 事業目的

本県における米の計画的生産や、麦・大豆等の生産振興、担い手の育成・確保、農地の有効活用などを一体的に推進するため、行政や農業者団体等との連携を図り、経営所得安定対策や担い手の育成などの円滑な実施に資することを目的とする。

2 事業内容

(1) 農業経営の安定と生産力確保のための事業推進

国等の情報や、本県の水田収益力強化ビジョンに基づき、需要に応じた米（主食用米・加工用米・新規需要米等）の生産情報発信や麦・大豆・そばなどの生産振興を図り、農業者の経営を安定させるため、以下の事業を行う。

また、令和 9 年度から開始予定の新たな水田政策を活用した本県水田営農の持続的な発展に向けて、国からの情報をもとに現場や関係機関等と十分に検討を行う。

① 米の生産数量の目安の提示と事務の効率化

国からの産地別の需要実績等に関する情報を基に、農業団体の販売方針を踏まえつつ米の生産数量の目安を設定し、地域協議会に提示する。また、作付転換にかかる現地確認業務の効率化を図るため、支援システムの運用支援を行う。

② 麦・大豆・そば、園芸作物などの生産振興

米と麦・大豆・そばの 2 年 3 作体系を継続するとともに、一部水田の畑地化や畑作物定着に向けて支援する。また、麦や大豆等の生産が不向きな排水不良水田においては加工用米、備蓄米、輸出用米、飼料用米等非主食用米の作付を推進し、米の生産コスト低減の取組にも指導を行う。さらには、地域の特性を生かした野菜等の地域特産物の生産振興を図ることとし、これらの推進を円滑に行うため経営所得安定対策や新たな水田政策等、国の制度活用について地域協議会等に対して指導、推進する。

③ 担い手育成対策

経営所得安定対策の活用や地域農業の将来のあり方を定める「地域計画」の実現やブラッシュアップを通じた集落営農や認定農業者の育成、農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積・集約化、水田のフル活用による農業経営の高度化や多角化について地域協議会等に対して指導、推進する。

(2) 収入減少影響緩和対策交付金積立金の管理事務

経営所得安定対策における収入減少影響緩和対策交付金（あらかじめ一定額の積立金を拠出することで、当年産の米、麦、大豆の販売収入の合計額が標準的収入を下回った場合に、その差額の 9 割を補てんするもの）に係る積立金について、北陸農政局福井県拠点及び各 J A と連携しながら適切に管理する。

(3) 総会及び会議等の開催

上記の事業を効果的に推進するため、下表に示した総会及び会議等を開催する。

令和 8 年度総会・会議等の年間スケジュール（予定）

月	会議等	内 容
4 月	事務局員担当者会 地域農業再生協担当者説明会	米政策の見直し、経営所得安定対策等
5 月	事務局員担当者会 現地確認支援システム等研修会 水田農業に係る国との意見交換	水田情報管理システム操作研修等 R 8 年水田作付状況、施策推進状況
6 月	事務局員担当者会 事務局長補佐会議 新水田政策に係る国との意見交換	R 8 年産米、麦等生産計画について 新たな水田政策等について
7 月	事務局員担当者会 第 2 2 回通常総会 新水田政策に係る国との意見交換	事業実績・決算等 新たな水田政策等について
8 月	事務局員担当者会 米需要聞き取り調査 地域農業再生協担当者会議	地域再生協（生産者）、集荷業者等 R 8 年産米、麦等生産情報について
9 月	事務局員担当者会 地域農業再生協担当者説明会	R 9 年度概算要求他
10 月	事務局員担当者会 次年度に向けた情報交換	国・県の施策方向、米をめぐる事情等
11 月	事務局員担当者会 地域協議会巡回 事務局長補佐会議	R 8 年産米の生産数量の目安について 県内 1 7 協議会、経営所得安定対策の実 施状況、意見交換等
12 月	臨時総会 事務局員担当者会 地域農業再生協担当者会議	R 9 米政策、目安の提示、生産対策等 R 9 年産米の生産数量の目安の提示 R 9 年産作物作付計画及び生産情報他
1 月	事務局員担当者会 現地事例調査	現地事例調査、情報交換
2 月	事務局員担当者会 水田農業に係る研修会	新たな水田政策等
3 月	事務局員担当者会 生産計画調査 地域協議会巡回	稲作作付け情報の取りまとめ 県内 1 7 協議会、経営所得安定対策の実績 確認、意見交換等